

～障害福祉サービス等事業所指定申請にあたって～

## 障害者総合支援法以外に確認が必要となる法律・制度について

障害福祉サービス等の事業所を運営するにあたって事前に確認が必要となる、障害者総合支援法以外の制度について代表的なものは下記のとおりです。

### 1.市街化調整区域内に事業所を設置する場合

盛岡市との事前協議が必要となります。設置の可否について事前に御確認ください。なお、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として定められているため、土地の選定に当たっては、市街化区域を優先して選定してください。

<お問い合わせ先>

盛岡市都市整備部都市計画課（都南分庁舎2階）

住所 盛岡市津志田14地割37番地2

電話 019-639-9051



### 2.事業所として使用する建物について

事業所として使用を予定している物件については、建築基準法令上の要件を満たしている必要があります。

<例1> 複合ビルの店舗、マンション、アパート等を借り事業を行なう場合

「店舗」や「アパート」等として使用されている部分を、下記のサービスを行う事業所として使用する際、その部分が100㎡を超える場合は、用途変更するための確認申請が必要となります。

但し、面積が100㎡以下の場合は、確認申請の手続きは不要ですが、適法な状態にする必要があります。

<例2> 戸建て住宅を借り事業を行う場合

既存住宅を下記のサービスを行う事業所として使用する際、その部分が100㎡を超える場合は、用途変更するための確認申請が必要となります。

但し、面積が100㎡以下の場合は、<例1>同様に手続きは不要ですが、建築基準法令上適法な状態にする必要があります。

また、この例の場合、敷地の道路幅員が4メートル未満の状況によっては、用途変更ができない場合もあります。

※障害福祉サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、障害者支援施設、共同生活援助等

<その他>

詳細は、事前に電話の上、平面図等を持参し、建築士等と一緒に相談をお願いし

ます。なお、用途変更手続きを終了した場合は、終了したことがわかるものの写しを盛岡市障がい福祉課宛に提出してください。

<お問い合わせ先>

盛岡市都市整備部建築指導課（都南分庁舎2階）

住所 盛岡市津志田14地割37番地2

電話 019-639-9054



### 3.事業所開設に係る消防関係の手続きについて

事業所として使用を予定している建物については、消防法令上の要件を満たしている必要があります。

建物を新築して事業所を開設する場合、また、既存の建物の用途を変更して開設（使用）する場合など、スプリンクラー設備その他の消防用設備等の設置が必要となる場合があるほか、各種届出及びその検査が必要となりますので、平面図等を持参し、建築士等と一緒に管轄の消防署所に事前相談をお願いします。

消防署所	郵便番号	住所	電話番号
盛岡中央消防署	〒020-0045	盛岡駅西通一丁目27番55	019-626-7303
玉山出張所	〒028-4132	浜民字泉田361番地	019-683-2050
上田出張所	〒020-0066	上田四丁目12番21号	019-626-0119
松園出張所	〒020-0103	西松園二丁目18番2号	019-664-0119
中野出張所	〒020-0816	中野一丁目20番29号	019-654-0119
山岸出張所	〒020-0004	山岸六丁目13番17号	019-601-8119
盛岡西消防署	〒020-0133	青山三丁目8番10号	019-647-0119
繫出張所	〒020-0055	繫字葺内沢62番地5	019-689-3119
城西出張所	〒020-0143	上厨川字新田85番地20	019-643-0119
厨川出張所	〒020-0124	厨川一丁目9番5号	019-641-0119
盛岡南消防署	〒020-0831	三本柳10地割47番地	019-637-0119
仙北出張所	〒020-0861	仙北三丁目15番41号	019-634-0119

### 4.カフェ等の飲食業、食品販売、食品の製造等を行う場合

食品衛生法に基づく営業許可が必要となる場合があります。

施設の基準、食品衛生責任者の設置、施設検査の日程等について御案内しますので、事前に御確認ください。

#### ●営業許可手続きの流れ

事前図面相談 → 工事開始 → 施設検査 → 営業許可証の交付

<お問い合わせ先>



盛岡市保健所 生活衛生課  
住所 盛岡市神明町3番29号  
電話 019-603-8311

## 5.事業所が利用者に昼食等を調理して提供する場合

事業所において、設置者自らが特定かつ多数の利用者や職員に対して継続的に食事を提供する場合、提供する食数に応じて、以下の手続きが各々必要となります。

### ●【食品衛生関係】集団給食施設設置届の提出

<対象>

1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設

<お問い合わせ先>

盛岡市保健所生活衛生課  
住所 盛岡市神明町3番29号  
電話 019-603-8311

### ●【栄養管理関係】特定給食施設開始届又はその他の給食施設開始届の提出

<対象>

1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する施設

<お問い合わせ先>

盛岡市保健所保健予防課  
住所 盛岡市神明町3番29号  
電話 019-603-8307

給食を提供する際は、衛生的な施設・設備を設けた上で、日々の適切な食品の取扱いや栄養の管理等に努める必要があります。新規に調理室等を設ける場合は、平面図等\*を持参の上、事前に御相談ください。(※設置予定の厨房設備や衛生設備等が確認できるもの)

なお、この給食事業を事業所設置者以外の者が業として行う場合は、別途食品衛生法に基づく営業許可が必要となりますので、事前に御確認ください。

## 6.法人が農地を借りて農業を行う場合

盛岡市農業委員会で手続きが必要となりますので御確認ください。

<お問い合わせ先>

盛岡市農業委員会事務局（都南分庁舎1階）  
住所 盛岡市津志田14地割37番地2  
電話019-639-9034

## 7.福祉有償運送事業等の許可について

居宅介護等事業者が、利用者に乗降介助等のサービスを提供する場合、車両を用

いて従業者が有償で利用者を運送する時は、福祉有償運送事業の許可や一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可が必要になる場合があります。詳細については東北運輸局岩手運輸支局に確認してください。

※通所事業所が無償で行う自家輸送（利用者の居宅等～事業所間の送迎）は対象と  
していません。

<お問い合わせ先>

東北運輸局岩手運輸支局

住所 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号

電話 019-638-2155

